

伊東市一般廃棄物処理基本計画(案) -概要版-

令和7年12月 伊東市環境課

1 計画の位置づけ

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき策定するものです。「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成り、今後の伊東市の廃棄物行政における総合的な指針として位置付けております。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 ごみ処理事業の現状と課題

- ・ごみ処理のあゆみ(昭和10年から現在までの取組)
- ・ごみ処理体制(収集方法や収集品目などの収集体制、ごみの処理状況及びごみ処理施設の概要)
- ・ごみ排出量、ごみの性状、ごみの減量・再資源化の実績
- ・ごみ処理の課題(ごみの排出抑制及び再資源化における課題、収集運搬及び処理における課題)

4 ごみ処理基本計画

- ・基本方針(ごみの発生・排出抑制、循環型社会形成の推進、市民・事業者との協働)
- ・計画の目標(排出量合計 令和6年度30,121t ⇒ 令和12年度27,978t)
- ・計画における施策(ごみの発生・排出抑制に関する意識向上、ごみの資源化の促進、適正かつ効率的な収集運搬体制の確保、中間処理施設と最終処分場の機能保全と延命化)

5 生活排水処理基本計画

- ・生活排水処理の現況(公共下水道、浄化槽、コミュニティプラント、くみ取り)
- ・生活排水処理の課題(公共下水道における課題、浄化槽における課題、コミュニティプラントにおける課題、し尿・汚泥処理における課題、家庭等における課題)
- ・基本方針(公共用海域の水質保全、生活環境の改善、循環型社会の構築)
- ・計画の目標(生活排水処理率 令和6年度64.5% ⇒ 令和12年度69.7%)
- ・計画における施策(公共下水道の接続の促進と汚泥の再資源化、合併処理浄化槽の設置促進、コミュニティプラントの延命化、し尿・汚泥の適正処理、排水口からの汚泥原因物質の流出防止)

6 計画の進行管理

- ・推進体制(市民・事業者・行政の連携体制を確立)
- ・進行管理(PDCAサイクルによる進行管理、国の施策や社会情勢の変化による見直し)